

証券コード 2930

2021年5月25日

株 主 各 位

札幌市中央区北一条西一丁目6番地
株式会社北の達人コーポレーション
代表取締役社長 木 下 勝 寿

第20期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第20期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

報 告 事 項 第20期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき1.2円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
定款変更の内容は、後記のとおりであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に木下勝寿、堀川麻子、飯盛真希、工藤貴史、島宏一、田岡敬の6氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、島宏一、田岡敬の2氏は、社外取締役であります。

- 第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役に定登、甚野章吾、小林隆一の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、定登、甚野章吾、小林隆一の3氏は社外取締役であります。
- 第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、補欠の監査等委員である取締役に岡部精一氏が選任されました。
なお、岡部精一氏は社外取締役の要件を満たしております。
- 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
- 第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
- 第8号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条 (条文省略) | 第1条 (現行どおり) |
| (目的) | (目的) |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 (現行どおり) |
| 1. ～ 3. (条文省略) | 1. ～ 3. (現行どおり) |
| 4. 加工食品、生鮮食品、健康食品、健康補助食品、栄養機能食品、特定保健用食品、健康器具、化粧品、美容用品、ペット用品、介護用品、酒類、日用品雑貨等の販売・製造事業 | 4. 加工食品、生鮮食品、健康食品、健康補助食品、栄養機能食品、特定保健用食品、健康器具、 <u>家庭用電化製品</u> 、化粧品、美容用品、ペット用品、介護用品、酒類、 <u>衣料品</u> 、 <u>雑貨等の企画、製造、販売、輸出入及び輸出入代行</u> |
| (新設) | <u>5. 超短波ラジオによる基幹放送及び広告放送</u> |
| (新設) | <u>6. 放送番組の制作、販売及び放送時間の販売</u> |
| (新設) | <u>7. 出版、録音、録画、音盤の企画、制作及びその製品の販売</u> |
| (新設) | <u>8. 映画、音楽、美術、スポーツ等の事業の企画、制作、興行、プロモーション及び請負並びにアーティスト、タレント等のマネジメント及びプロモート</u> |
| (新設) | <u>9. 映像、音声、文字等による各種ソフトの企画、制作、複製及び販売並びにこれらのソフトの放送・通信等情報サービスの提供</u> |
| (新設) | <u>10. 放送・通信を利用した通信販売及び斡旋並びに商品販売の企画及び開発</u> |

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5. <u>上記各号に附帯関連する一切の事業</u></p> | <p><u>1 1. 固定及び移動通信サービスの提供</u></p> <p><u>1 2. 有線テレビジョン放送業務</u></p> <p><u>1 3. 著作権、著作隣接権及び工業所有権の取得、譲渡並びに使用許諾</u></p> <p><u>1 4. 著作物、商標等の使用権の販売及びこれらを複製使用した関連商品の販売</u></p> <p><u>1 5. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業</u></p> <p><u>1 6. レストラン、飲食店、ライブハウス、宿泊施設、スポーツ施設、遊戯施設の経営及び運営管理</u></p> <p><u>1 7. 音楽プロダクション業務</u></p> <p><u>1 8. 人材派遣業務</u></p> <p><u>1 9. 広告宣伝業及び広告代理店業</u></p> <p><u>2 0. (現行どおり)</u></p> |
| <p>第3条 (条文省略)</p> | <p>第3条 (現行どおり)</p> |
| <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> | <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> |

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告による方法とする。<u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の<u>株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き<u>その他株式予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。</u></p> | <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告による方法とする。<u>但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の<u>株主権行使の手続その他株式に関する手続及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き<u>その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。</u></p> |

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に掲載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社に取締役7名以内を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に掲載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社に取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名以内を置く。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> |

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| <p>2 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会) 第24条 (条文省略) 2 取締役会招集の通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> | <p>2 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2</u> 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>3</u> 補欠又は増員のため選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の残任期間とする。</p> <p><u>4</u> 退任した監査等委員である取締役の補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会) 第24条 (現行どおり) 2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> |

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p><u>3</u> (条文省略)</p> <p><u>4</u> 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> | <p><u>3</u> 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>4</u> (現行どおり)</p> <p><u>5</u> 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p><u>第25条</u> 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p><u>2</u> 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>3</u> 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第26条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| <p>(報酬等)</p> <p><u>第25条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第26条</u> （条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章</u> 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第27条</u> 当会社に監査役4名以内を置く。</p> <p>(選任の方法)</p> <p><u>第28条</u> 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第29条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> | <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第28条</u> （現行どおり）</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 変更前 | 変更後 |
|---|------|
| <p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(監査役会)</u> <u>第31条 監査役会は、常勤監査役が招集し、その議長となる。</u> <u>2 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</u> <u>3 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(報酬等)</u> <u>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者も含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | (削除) |

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第29条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前2項のほか、当会社は、基準日を定め、<u>基準日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。</u></p> |

| 変更前 | 変更後 |
|------|--|
| (新設) | <p data-bbox="778 193 1347 384"><u>(配当財産の除斥期間)</u> 第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p data-bbox="778 435 1347 700">附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当会社は、<u>監査等委員会設置会社移行前の監査役</u>（監査役であったものを含む。）の、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |